

宮田委員資料

修学支援の実施等をめぐる問題について

宮田 桂子

第1 第4回のテーマについて述べる前に — 「入口支援」をめぐる問題

第3回の検討会の席上、当職のメモによれば、川出敏裕先生から

「起訴猶予に際しては、従来、訓戒等がされてきているが、「刑罰を科さない」というところに意味がある。社会復帰への積極的な働きかけができなかった従来の起訴猶予制度を一步進めたものとして現在の入口支援を評価することができる。もともとの起訴猶予対象者である軽微な犯罪をした人を福祉に繋ぐということを推進する必要はもちろんだが、軽微でなくても、様子を見ていく必要のある人に対処することを考えるべきだ。もちろん、有罪ではないのだから、処分の強制はできないし、福祉は強制できる性格のものではないが、被疑者と弁護人が相談して同意をしたものについては、福祉に積極的につなぐべきで、一部地検ではそのような運用がされており評価できる。」

という趣旨のご発言があった。

この点について、刑事事件、福祉的支援に携わる弁護士として危惧感を覚える部分があるので再度言及をしたい。

現在、検察官が「入口支援」をし、庁内あるいは庁外の社会福祉士との協力などにより、起訴猶予相当と考える被疑者に対して福祉的支援を行っているが、これは、「評価できる」ということで終わらせることのできない問題であるように思われる。

そもそも、刑事手続では

「罪を犯したのかどうか」

の判断があり、罪を犯した者に対しての処分がなされることになる。罪を犯しておらず不起訴になる者（嫌疑なし、嫌疑不十分、犯罪該当性なし）と、罪を犯したが起訴猶予となる者とは、一般人からみて区別がつかない。同じ「不起訴になった人」である。

障害者・高齢者等には、その社会的な立場や防御能力の弱さから、罪を犯していないのに嫌疑を掛けられる者が一定数存在する。そのような者が福祉につながれば「より生きやすくなる」というときに、検察官が関与して福祉につなげることになると、罪を犯していないのに、外形的に、犯罪をした者と同じような扱いを受けながら福祉へと架橋されることになり、かえって、社会からの誤解や偏見を招くおそれがある。現在法務省刑事局の考えている「入口支援」は、このような危険を回避し得ないものなのではないかと危惧するものである。

また、現実に犯罪をした者である場合であっても、犯情事実＝罪となるべき事実に直接関わる事実関係や一般情状＝その他の酌むべき事情について、起訴前の極めて短期間の時間に、正確な資料を集める作業が大変であるところ、それに加えていかなる医療・福祉が妥当であるか判断するための資料を集めることがどれほど困難であるか、ということである。犯行に至ったのは、貧困が原因なのか、貧困の状況に至るについて障害が存するのかどうかすら、見定めることが難しい場合がある。

例えば、認知症が発症しているかどうか、知的障害・発達障害が存するかどうか等について、検察官が判断し得ない場合は多いだろう。このことは、東京地検における社会復帰支援室に「ホームレスである」ということを理由とした支援が多いところ、ホームレス支援をしている団体によれば、ホームレスの人には精神・知的等の障害を持つ者が少なくないのであり、検察官において障害の問題が見えていない可能性が高い。犯罪原因の見定めが誤れば、福祉に繋いでも生きづらさの解消はできず、ときにはそれが再犯につながる場合もある。

考えられるべき制度は、高齢者・障害者に対しては、刑罰を科すのではなく、判決前調査に基づいて、福祉や医療を受けさせることを裁判で命じる方向性であろうと思われる。医療や福祉は、治療や福祉を受ける本人の意思に基づいてなされるべきものであり、これが、検察官の不起訴裁量により「これに応じれば起訴しない」といわれること、とくに、再起の可能性を示唆しないし制度化することによって治療や福祉につなげることを強制するのであれば、①本人の意思に反してなされるのであれば不利益処分として憲法31条への抵触の問題が生じ得るし、②何より、自己決定権に基づく医療・福祉という理念が大きくゆらいでしまうことになるうえ、③刑事司法における当事者主義はどこに行ってしまうのか、という根本的な問題に突き当たることとなる。

医療や福祉を裁判手続において命じるとすれば、例えば、医療観察法における、審判に先だつた医師による精神鑑定や、判断者たる医師（精神保健審判員）や精神参与員といった医療や福祉の専門家を経験させるシステム、少年審判における、社会学・心理学等の専門家である家裁調査官の調査等の方法を参考とし、スキルを持った専門家の関与による調査・意見聴取をすること、そのあらゆる過程で、裁判を受ける本人の意思の確認や権利擁護のために弁護士が関与し、十分な支援をすることが不可欠である。

裁判所の関与によらない方法としては、海外での修復的司法の試みとして実施されている、地域での調停の制度（軽微な窃盗事件等が中心であったが、その範囲は拡大されてきている）の導入が考えられる。犯罪をした者と被害者との対話により被害者の立場を理解させ、被害回復や社会への帰順を図ろうというものである。このような話し合いの場に移行することで犯罪に対する対応を地域に委ね、福祉的視点についてもその中で検討をするということが指向されてもよいように思われる。

本来は、再起と結びついた検察官の「入口支援」や保護観察と結びつけた検察官の「入口支援」なるものは、本人の意思決定の自由が保障されていると言えるのか疑問であり、裁判所において適正な手続で決定すべきものであると考える。

少なくとも、現行の「入口支援」においては

- ・ 弁護人が選任されること
- ・ 弁護人により被疑者本人の意思決定に対する支援がされること
- ・ 弁護人が付されていても、通常の情報提供では理解が困難な人に対しては、その人の能力に応じたコミュニケーション方法（例えば、普段、当該障害のある人と接している人が立会い、理解できる表現で伝える、理解できているかどうかをチェックする）をとること

・意思決定過程を記録すること

は不可欠であり、

・軽微事件だから弁護人選任がないまま手続が進められること

・弁護人を無視して、被疑者と検察官との間で手続が進められること

は絶対にあってはならないものとする。東京では、障害者・高齢者等の問題について研修を受けるなどして知見を持った弁護士の「S-H 名簿」が作られ、裁判所が勾留の時点で障害の存在を示す証拠のある事件については、国選弁護人選任をそのような専門性を有する弁護士から選任し、積極的支援が受けられる体制が作られている。このような中で、

・被疑者の拒絶等により弁護人が選任されない

というケースもあるし、弁護人が選任されても、検察官が、

・不起訴判断を前提に福祉につなげることにについて弁護人に何ら相談しない

・検察官が弁護人に何ら連絡なく、検察庁内の福祉職に福祉連携の調査を命じる

といった事例も存在し、そのような事件処理をした検察官は

・福祉につなぐことはいいことなのだから自分がそう判断してそうやればいい

というパターンリズムに陥っている可能性もある。

川出先生が「被疑者と弁護人が相談して同意をしたものについては」とおっしゃられたが、この点は極めて重要であり、現在、そうでない例も存し、かような中で「入口支援」が進められていることが、私の、もっといえば、弁護士全体（少なくともこの問題に関心のある）の危惧しているところなのである。

そして、矯正や保護では「処遇」がされ、そこでは、犯罪をした人は「対象者」である。しかし、そのような人達が医療や福祉を受けるに対しては、支援を受ける「主体」そのものであり、支援者と支援を受ける主体は対等な（医療では対等とはいえないかもしれないが）契約関係にあるということを忘れてはならない。

第2 修学支援の実施等をめぐる問題について持つべき視点、考えるべき問題

1 法務省の教育に対する認識の問題性

(1) 教育への不適応は本人の努力不足以外の要因がある

資料1「現状と課題」5頁は、犯罪をした者等の進路選択の幅の狭さを「修学に関する基本的知識等の不足、過去の学校生活における成功体験の少なさ、将来設計に対する見通しの甘さ」等としているが、これでは問題認識が不足している。

学校への不適応を起し、非行を起こす子どもは、家庭や学校において十分な指導・支援を受けておらず、それゆえに対人スキルを身につけておらず（例えば、挨拶ができない）、我慢をするという経験がなく、基本的な社会生活を知らない等といった欠落を有していることが少なくない。この協議会に参加している方々は、比較的裕福で知的にも問題のない家庭に育った方が多いと思うが、貧困・葛藤家庭で育った人が

「ホームドラマというのは作り事なんだと思っていた。普通の家では、家族でご飯を食べるんだね。僕は小銭を持たされて一人で買い食いをしたことしか

なかった。」

などということはざらである。小銭すら持たされず、飢えて学校の教室の片隅で元氣なく座っているだけだとか、盗みをして腹を満たすとか、そういう子どもも相当数存在している。

また、これは法務省でも調査がされているところではあるが、少年院入院者の多くは虐待の被害者である。平成13年、日弁連では非行少年やその保護者、非行をしていない高校生へのアンケート等を行い、対照作業を行うなどしている。非行少年の過半数は虐待経験を持っており、それが家に帰らないで街中を徘徊する、あるいは家出の要因や不良集団への加入の要因となり、あるいは飢えや欲求不満の解消のために盗みをし、対人関係における問題解決手段が暴力的になり等といった問題行動につながり得るのである。子どもへの虐待の防止は、再犯防止のために極めて重要な視点であるが、このような認識は共有されているのであろうか。

そして、虐待について考えるときには、虐待的環境からの子どもの救出という視点だけでなく、親の貧困等による苛立ちが暴力に向かうことも多いし、親自身が虐待を受け、それが子育てだと考えている場合も少なくないこと等を考えると、親への積極的な支援が必要である。親への対処が、「虐待する親への厳罰」というのでは根本的な問題解決にはつながらないことを共通認識とすべきである。

そして、学校での不適応が生じるのは、本人の努力不足とは限らない。貧困や低学力によりいじめの対象となり学校に行きづらくなることもあるだろう。そのようなときに、教員が不適応の原因を探ろうとせず、子どもを頭ごなしに叱るようなことがあれば、子どもは学校を拒絶するだろう。

家庭にも学校にも行き場のない子どもは、盛り場に集まる。非行防止のために盛り場を巡回するのは結構だが、その子ども達の行き場をどうすればいいのか、という視点が欠けているところに、現在各地で行われている補導連絡会の活動の限界がある。

(2) 障害があればなおさら不適応が大きくなり得る

支援の不足による不適応は、障害がある場合には特に顕著であり、障害のない子どもであれば自分で学習できることが、特別な支援がなければ習得できないということもまま生じる。

第1～第3回の会議の中では、受刑者には高齢者・障害者が多数いることが指摘されている。保護の対象となっている者についても障害のある者は少なくない。障害を持つ人への特別なニーズに配慮した教育という視点を持たずに、犯罪した者の多くに対する教育は実効性を持ち得ない。

ア 障害ゆえに学校への不適応を起こした者は少なくない

犯罪をした者は、障害や障害に基づくコミュニケーション能力や知識の欠落等によって生きづらさを抱え、犯罪に至っている場合が多い。

犯罪をした人の中には障害を有する人が多いことは、第2回会議でも指摘

されたところであり受刑者の約2割は知的障害域であり、境界域（80未満）の者を含めると4割以上を占める。

知的障害があれば中学校での学習について行けないことが多いし、境界域でも高校の学習にはついていけず不適応を起こして中退する等の可能性が高い。

今回提出にかかる法務省の犯罪をした者等の教育程度についての資料をみると、中学卒業が38.5%、高校中退が24.6%であり、かような知的な能力の低さが原因である可能性がある。

特別支援教育を受けている知的障害者は、自らの障害の存在を認識し、福祉サービスを受けることを指導される機会を有するので、療育手帳を持っていることが多い。法務省「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」（平成26年3月 研究部会報告52）によれば、平成24年時に、療育手帳を持つ受刑者は315人、総受刑者の0.7%に過ぎない。そうすると、受刑者の中には、特別支援教育を受けておらず、普通学校に行き、能力が追いつかず不適応を起こした知的障害者が相当数いるものと考えられる必要がある。

前回の医療、福祉の問題については、法務省は障害を有する犯罪をした者の存在について強調している。しかし、教育について「障害」という視点が全く抜け落ちているということは、法務省が、障害のある者の社会内における対応を福祉に投げればよいとの考えを持っている一方で、矯正・保護の現場における障害者のニーズへの配慮を欠いていると非難されても仕方ないのではなかろうか。法務省は、知的障害、あるいは発達障害といった、障害特性や個別のニーズに応じた教育がなされてこなかった結果として犯罪に至っている者が相当数いるという視点を持ち、知的障害域、発達障害・精神障害の可能性のある受刑者に対して、いかなる教育を受けてきたのか、その成績などの学校での適応状況等に関する調査を行うべきである。

イ 障害を有していれば「達成感を与える」ための教育で躓く例もある

少年院での教育で、目標を与え、それを達成させ、成功体験を積み重ねるといったことは非常に有益であり、少年の立ち直りに資するものである。

しかしながら、障害者弁護に詳しいある弁護士からの報告によれば、知的障害と発達障害を併せ持つ少年が、少年院において、課題がクリアできればステップが上がるというカリキュラムにおいて、次のステップになかなか進めず、後から入所した少年に次々と追い越されて益々自信を失ってしまったという例が存する。「他の人ができる」ことができない原因は那邊にあるのか、ということを考えることなく、障害のない人からの視点だけでも「目標を設定する」ということは危険である。

知的障害、発達障害等の障害を持つ人が与えられた目標を達成するためには、その障害に応じた配慮が不可欠なのである。

ウ 特別なニーズへの対応方法は存在する

もちろん、私は、知的障害等を有すれば高等教育を受けても成果が出ないというつもりはない。知的障害等を有する人に対しては、特別な配慮が必要だ、と述べているのである。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、平成14年から同16年にかけて、知的障害（とくに軽度知的障害）のある人が高等教育を受ける場合の支援体制についての研究を実施している。

http://www.nise.go.jp/blog/2005/03/kadai11_1.html

法務省が高校卒業や大学進学を含めた高等教育を受刑者、保護対象者に対して検討するのであれば、相当数の受刑者が障害を有する、あるいはその疑いが存するのであるから、かような研究実績を十分に考慮し、障害に配慮した支援ができるような体制を作ることが必要であり、例えば、障害者教育に対するノウハウを持つ外部の講師の受け入れやわかりやすい教材の入手などは不可欠な配慮といえよう。

中学校卒業程度の学力をつける場合についても、知的障害があれば、わかりやすい表現、平易な言葉を用いた教材、視覚的でわかりやすい教材等を用いて教育をする必要があるし、発達障害であれば、時間割や指導のプロセスの可視化などを検討する必要がある。上記研究所では、障害に応じた学習補助器具やその利用方法等の紹介も行っている

<http://kyozai.nise.go.jp/>

中学校卒業の学力を付けさせるためには、高等教育以上に、外部から、障害に対応できる講師の受け入れ、教材の入手をすること等が欠かせないだろう。

障害者権利条約24条は、障害者の教育についての権利を以下のように定めている。矯正や保護の現場で、障害者への教育を行う場合には、これらの点を十分に配慮したものである必要がある。

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会にお

- いて、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾啞社会の言語的な同一性の促進を容易にすること
 - (c) 盲人、聾啞者又は盲聾啞者（特に盲人、聾啞者又は盲聾啞者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

エ 「非行」の防止のためにはもっと広がりのある視点が必要である

配慮があれば能力を伸ばせたはずの者が、配慮の欠けた環境で育ったことで不適応を起こし、学校に通えなくなり、学校卒業にふさわしい学力をつけられず、あるいは進学できなかったといった事態となり、結果非行や犯罪に至っているという可能性を考えた処遇が必要であることは上述のとおりであるが、犯罪をした者に対応する司法、矯正、保護の現場において、そのような者がいかなるところに躓きがあったのかを調べるのができないだろうか。かような「再犯防止法」の存在が、各省庁の協力関係をうたっているのは、個別施策についての協力だけではなく、それぞれの施策の内容を向上させるための情報共有に

もあるはずである。犯罪をした者が教育のどこで躓いたのかを文科省に情報提供することで、それを教育行政へとフィードバックすることも可能なのではなかろうか。そうして、教育現場が代わり、配慮が行き渡れば、不適応を起こす子どもは減り、結果、犯罪をする者は減っていくのだろうと考える。

再犯の防止のための協力関係は、かような広がりをもった概念と考えるべきである。

第3 犯罪をした人に関わる者への教育について

1 法曹への教育

障害者権利条約13条2項は、以下のとおり、法律家が障害についての知識を持つべきことを定めている

締約国は、障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立つため、司法に係る分野に携わる者(警察官及び刑務官を含む。)に対する適当な研修を促進する。

しかしながら、いわゆる法曹3者だけでなく、矯正・保護に携わる者を含めて、法曹は、障害の問題や福祉の問題に関する知識を得る機会がないか、極めて乏しい。法科大学院及び司法研修所において、障害の問題に触れる機会はないといつてよく、法曹3者の殆どは、障害や福祉についての知識を全く持たないままにその活動を行っているのが実態である。虐待の問題も同様で、それが人格に与える影響等について共通認識が存するとは到底いえない。

かような知識の欠落が、刑務所内に多くの高齢者・障害者が収容されている実態を生み出した根本原因なのではないのか。

ある裁判官と雑談をしていた際、

「障害の問題については我々法曹が理解する必要はなく、専門家に任せれば良い」との発言を聞いた。このような考えは多くの法曹のそれであるといつても過言ではない。

再犯を防止するために、再犯防止のための地域での教育を行うことは大切だろうし、犯罪をした人への教育を充実させることもよいことだが、我々法曹が障害や福祉についての的確な知識やそれに対応する経験を持っていないということが障害者権利条約違反であり、かような違反を除き、適切な判断を導ける土壌を作るために、法曹に対して、障害、福祉に関する教育を行う必要性を強く指摘したい。

2 保護司等への教育

東京では、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、医師、弁護士が司法福祉に関する勉強会を実施している。そこで紹介された事例の一つに、明らかに発達障害があると思われる被疑者が、少年時に保護処分となった際、何ら障害に対するケアがなされていなかったものがあつた。鑑別所での資質鑑別に際してかような顕著な特徴が見過ごされたのか、保護処分の際の保護観察官や保護司が普通に接すれば違和感を覚えなければならぬのになぜこの点を見過ごしたのか、ということが話題となった。

最近、保護観察官には福祉職が大幅に増えており、かような見過ごしは生じづらくなっているのかもしれないが、保護観察官の担当するケース数やその他の業務は過大であり、障害を見過ごす可能性がある。これを補うのは保護司であるところ、保護司に対して、障害に気づくための知識を得る機会を与え、障害に対応した指導・助言が行えるような能力の向上を図ることが必要ではなかろうか。本年度、保護司に対して、発達障害についての研修が実施され、小冊子が配布されているが、かような情報提供、研修の機会を増やしていく必要がある

第4 学校への不適応がなぜ生じるのか

学校に来ない子どもに対して、学校に行くように働きかければ不適応は収まるのか。盛り場で見回りをして取り締まればいいのか。もしそうだと考えるのであれば、あまりに事態を単純化している。

学校に行かない子どもは、学校に行けない事情が存するのである。例えば

- ・親や家族等から暴力を振るわれており、怪我をしている、あるいは精神的に疲弊している
- ・親や友人等に教科書や教材等を毀損されてしまい、授業を受けることが困難と考える（酒に酔って親が毀損する例、同級生等のいじめで捨てられてしまうなど）
- ・親が修学旅行の積立金や給食費を渡してくれない
- ・上記のような事情が存するのに、教員にそれを説明できず、教員から叱責されて学校に行きたくなくなる

等の事情を持つ子どもも少なくないし、かような葛藤から非行・犯罪に及ぶ者もある。

親の育児放棄、あるいは貧困により満足に食事を食べさせてもらえない子ども達に対して、各地で「子ども食堂」という形で、近隣の人達が食事の手配や悩みの相談などをする実践がなされている。

また、青少年のサポートの活動として、公的施設を開放するなどして「居場所の確保」をすることは極めて重要である。各地で、非行少年も含めた、子どもたちの居場所の確保、相談できる場所の提供がされているが、例えば、東京都では、ひきこもり等の若年者支援プログラム普及・定着事業（通称名：東京都若者社会参加応援事業）の中で、非行少年の就学・就労・生活全般の悩みに関する相談対応や居場所提供等の各種支援を行うワンストップセンター「ぴあすぽ」をNPOに委託し運営している。

本当に必要なのは、このような心の通ったケアであり、見回りや声かけでは不十分であることが認識されるべきである。

子どもたちが学校に行けるような環境を整えるためには何ができるのか。まずは学校が何ができるのかを考えるべきなのではないのか。あるいは、児童福祉の問題として何ができるかを考えるべきなのではないか。このように問題を掘り下げ、各省庁での認識を深め合うことが、この協議会に求められているものなのではないのか。

第5 今非行に結びついていないが共通認識とされるべき深刻な事態

現在、少年刑法犯の少年人口比は約0.5%であり、過去最低レベルである。

しかしながら、高校生を対象とした自傷行為に関する調査では、男子7~8%、女子12~13%が自傷行為の経験がある（「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（文科省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 平成21年 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm））。

子ども達のエネルギーが、外に向かう非行という形では表れず、自傷、自殺といった自分に向けた攻撃として表れている。もちろん、複数名で自殺を図り生き残れば自殺関与罪等として刑法犯に当たることになり得るし、これが将来的に、周囲の人を巻き込んだ拡大自殺ともいえる行為（例えば、愛着のある家への放火、無理心中等）につながる危険も存する。

我々が、子ども達の犯罪行為、犯罪につながるおそれのある行為（虞犯）だけに目を向けるのではなく、

「子どもたちが健全に生育する」

というより高次の目標を設定し、とるべき行動を考えるべきなのではないだろうか。

第6 犯罪をした人への犯罪をさせないための教育について

1 障害者等が犯罪をしない、被害者にならないための教育の必要性

知的障害、発達障害が存する場合、反対動機の形成が困難であり、そもそも「なぜ悪いことをしてはいけないか」ということが十分認識できていない場合が存する。また、そのような障害があると、犯罪被害者となる可能性が存し、被害者となって所持金が無くなることで犯罪に至る等の可能性もある。

そうすると、障害を有する、あるいは有する可能性のある人には、犯罪をした人に対しては、わかりやすい言葉で、加害者にも被害者にもならないように教育をする必要が存する。例えば、社会福祉法人南光愛隣会は、イラスト付で極めて平易な言葉でわかりやすく説明を加えた「地域で安全に暮らしていくために一犯罪防止・被害防止のためのテキスト」を作成している。

矯正局・保護局は、法務省統計において、犯罪をした者の中に相当数の知的障害者の存在を認識している以上、このように、平易な言葉で、わかりやすく、なぜ犯罪をしないのか、犯罪をするとどうなるのか等について教えることを検討する必要がある。

2 再犯防止プログラムの適切な運用

現在、薬物事犯、性犯罪等について認知行動療法に基づいたプログラムが組まれているが、指導のあり方や指導者の質の確保について検討がされるべきである。

認知行動療法は、認知（考え方）を、実際に行動しながら修正する療法であり、医師や臨床心理士等の心理学の専門家によって、適切な認知パターンの把握等がなされる必要があり、治療の対象者は、治療者に対する自己開示が可能となるような信頼関係が必要である。かような意味で、処遇を指導する刑務官や保護観察官が、認知行動療法についての十分な知識を得ることには意味があるが、対象者

(受刑者、保護観察対象者)との上下関係などを考えた際に、認知行動療法の指導者としての適切性には問題もある場合も存するであろう(認知行動療法にも様々な手法があるので、あらゆる手法に問題があるとまでは言わない)。また、認知行動療法が効果を上げるためには適切な指導の能力を得ることが必要で、数時間の研修でこれを身につけられるというものでもないから、心理専門職等でない限りは、かような能力取得の面からも問題が存するように思われる。このように考えれば、できる限り、医師や心理学の専門家の協力のもとで、認知行動療法のプログラムが実施されるべきである。

また、矯正の段階で、あるいは保護の段階で、再犯防止プログラムを受けたが再犯をした者も存する。その原因は

- ・プログラム自体の問題なのか(内容の可能性、プログラムの受講のさせ方(プログラムの実施時間、期間等)、テキストのわかりやすさ等)
- ・プログラムを指導した者の資質や能力の問題なのか
- ・プログラムを受ける者の心がまえの問題なのか(動機付けがなければ上滑りで終わる)
- ・プログラムがその者に合わなかったのか(認知の問題性を認識し得る知的能力を欠いていた)

等の様々な可能性があるところ、十分な検証により、プログラムをより実効性のあるものに変えていく必要がある。

3 虐待経験者への対応

虐待の体験は、上記のとおり、問題行動を起こす極めて大きな原因であり、それは男女を問わない。

少年に対する調査はなされているが、成人に対しても虐待の経験等についての調査を行い、カウンセリング等による被害のPTSDからの回復、カウンセリングや成功体験等による自己肯定感の乏しさからの回復、教官や保護司等の他者に信頼できる人がいるという経験等ができることが必要であろう。

女性の犯罪をした人の場合、性的被害者(親からの性的虐待だけでなく、教員等の指導者、友人からの性的被害の場合もある)であることが多い。かような経験により、上記の虐待同様に精神的に大きな傷を負い、問題行動につながっている場合が多い。カウンセリング等が十分になされる必要があるし、ジェンダーの視点など、女性としてよりよく生きていくための異なった価値観の呈示等が考えられるべきである。

4 社会での生活のニーズにあった教育・資格取得を

以前、就労のためにはスマートフォンやパソコンを使える最低の知識が必要であることを指摘した。さらに、現在、物流関係では人手不足が生じており、運転免許を取得できれば、大きく就労の場が広がることも指摘した。運転免許については、そればかりでなく、地方で生活するためには移動手段として不可欠なものである。協力雇用主に免許取得についての金員負担をさせるのではなく、構外教

育の一環として、自動車教習所に通学させるというようなことも考えられるのではないか。

5 当事者による教育

以前、刑を終了した人で立派に更生している人による、当事者の立場からの講演、講義やピアカウンセリングの有用性について指摘した。

さらに、受刑者の中で、学力が高く、教科を教えられる能力のある人も存するのではないか。ある程度受刑者の厳選が必要となるかもしれないが、受刑者どうしの自学といった観点があってもよいように思われる。

6 犯罪者の所在情報と更生への支障

犯罪をした者が刑務所から出所した場合、警察が治安のためにその者の所在についての情報を得たいという欲求は存するであろうし、それが、暴力性向が強い犯罪者や性犯罪者、組織に属する犯罪者である場合にはとくにそうだろう。

しかしながら、暴力団員については、暴対法や暴力団排除条例等で、指定暴力団や団員の定義があり、そのうえで、暴力団構成員としての活動をする者について取締の対象となるということは理解できる。ただし、この問題についても、暴力団からの離脱をし、それが裁判で取り調べられたが、その情報が警察に共有されておらず、暴力団から離脱し、一般人として就職等を検討したときに銀行口座が作れない等ということで、暴力団員としての扱いがされていることがわかるような場合も存する。「暴力団からの離脱」の情報の共有及び管理も必要な課題ではなかろうか。

アメリカには、性犯罪者の（出所後の）所在を告知するメーガン法があるところ、この効果には疑問があるとの報告も存する。ワシントン州エヴァーグリーン州立大学が1995～97年に発表した報告書によれば、同州では、メーガン法成立以前の1989年に全米に先駆けて「特に危険の高い性犯罪者」についての情報の一般告知をはじめており、この調査では一般告知開始後に釈放された（つまり、情報が告知されている）元受刑者のグループと、一般告知が開始される前に釈放された元受刑者のグループ（両者とも前科の重さは同程度になるように調整されている）を比べ、それぞれ出所後54ヶ月のうちに再犯する確率を比べた。結果は、両者のあいだに統計学的に有意な差は認められなかったという。メーガン法によって性犯罪者の再犯率が減るという効果は一切認められなかったことになる(Schram and Milloy, 1995; Matson and Lieb, 1997)。むしろ、犯罪をした者の所在告知による警察の監視により、①住居から追い出され、入居を拒否される ②脅迫や嫌がらせを受ける ③家族が心理的に傷つけられる ④コミュニティや知人から仲間外れにされた ⑤失職等の被害を受けたというアンケート結果も存する。アメリカにおけるメーガン法実施後の再犯発生の実態や弊害等について、十分調査をする必要があるだろう。

第7 ご教授いただきたい点について

1 法制審の議論状況について

法制審では、少年及び若年者についての議論がされているところ、その議論をこの再犯防止推進計画に活かす部分があるとすれば、それはどこか。

2 社会貢献活動について

平成27年から保護観察対象者に対して社会貢献活動を義務づけることができるようになったが、この実施件数、社会貢献活動の内容、対象者の感想、社会貢献活動を提供している側の感想は具体的にどのようなものであるか、わかる範囲で教えていただきたい。

3 刑事情報連携データベースについて

平成27年度から、法務省関連の各機関の情報を共有するためのデータベースが開発中であり、平成29年度内には完成と聞いているが、

①何のために、どのような情報を管理するのか

②情報はどのように提供されるのか

③個別情報なのか、大量観察のためのデータなのか。

④受刑者や保護観察対象者等は、このデータの開示を求めること、訂正を求めることは可能なのか

といった点について教えていただきたい。

以 上